

グラウンド・ゴルフ利用についてのご案内

1 場所

広島県緑化センター「集いの広場」



2 利用日

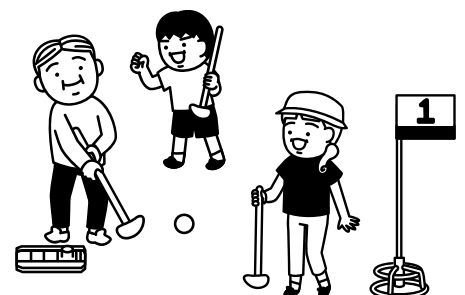
開園日に利用できます。(休園日は月曜日《月曜日が祝・休日に当たる時はその翌日》及び 12月29日から1月3日)

3 利用時間

9時～16時 閉門に間に合うようにご利用ください。

4 利用金額

利用料金は無料です。



5 申し込み方法

事前に管理事務所窓口もしくはお電話でご予約ください。

ご利用の2か月前の月の1日から受け付けます。(例…8月分は6月1日から受付)

利用時間に制限はありませんが、同じ時間帯に複数のグループが利用できることとします。(ただし、プレーに支障のない範囲で)

イベント等が重なる場合には利用をお断りする場合があります。

大会等、団体で集いの広場を占有する場合のみ、許可申請書の提出が必要です。

6 利用方法

- (1) 利用の当日、代表者が管理事務所利用届に必要事項を記載のうえ、利用証と倉庫の鍵を受取ってから集いの広場へ向かってください。代表者は利用証を見える位置に身に付けてください。
(倉庫にホールポストとスタートマットがありますので、ご自身で設置してください。クラブ、ボール、スコアシートはご持参ください。)
- (2) 利用終了後は片付け・清掃し、利用証と倉庫の鍵を管理事務所に返却してください。

※複数のグループが同時に利用する場合、先に倉庫の鍵を受け取った代表者は、次のグループの代表者に鍵を渡してください。最後のグループが片付け・清掃し、管理事務所に鍵を返却してください。

7 注意事項

- (1) 園内は道幅が狭く歩行者・対向車がいるので車は徐行運転をしてください。
- (2) 事故や盗難等については、自己責任になりますので十分ご注意ください。
- (3) 集いの広場入口ゲートに車止めのコーンを設置してください。
- (4) 集いの広場内のグラウンド・ゴルフ場(左側)、造園技能士試験会場(右側)へ車で進入しないでください。
- (5) 他の利用者もおられますので、マナーを守って利用してください。迷惑や危険な行為など管理上支障があると認められた場合には、利用の制限や退園を命ずることがあります。
- (6) ゴミは持ち帰りとし、広場、トイレ等が汚れた場合は利用者が責任を持って清掃してください。
- (7) 故意、または重大な過失により施設や設備を破損などした場合には、利用者が現状を回復し、またはその損害を補償しなければなりません。
- (8) 天候や広場の状況等により、利用をお断りする場合があります。
- (9) 事故やケガ等をした場合には、管理事務所まで連絡してください。

◎上記項目等が守られない場合は利用をお断りする場合もあります。

ご不明な点等がございましたら、管理事務所までお問い合わせください。

